

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年4月分〉

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 (関東運輸局管内) | 営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数) |
|-----------|---|-----------------------------|--------|-----------------------------------|----------|----------------------|---|--------------------|------------------------------|
| 20260407 | 榮自動車 株式会社(法人番号2011801007981) 代表者 安田 茂美 | 東京都足立区 梅田3-3-3 | 金町営業所 | 東京都葛飾区 東金町8-2-16 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 | 令和7年6月30日、無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 6 | 0 |
| 20260407 | 株式会社 WK(法人番号4010001184102) 代表者 温 海燕 | 東京都中央区 新川2-22-3 | 本社営業所 | 東京都江戸川区 区松本1丁目2-5番3号クールドヤヨイ103 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項 | 令和7年9月3日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項) | 0 | 0 |
| 20260407 | 柴崎 勲 | 東京都三鷹市 | 個人 | 東京都三鷹市 | 文書警告 | 道路運送法第94条第1項 | 令和8年2月3日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項) | 0 | 0 |
| 20260410 | 株式会社 雲鶴(法人番号5040001129029) 代表者 姜 震 | 神奈川県川崎市 市川崎区観音2-21-2-3 | 本社営業所 | 東京都足立区 谷在家3-14-3 ハイツイ島203 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 | 令和7年10月22日及び令和7年10月30日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |
| 20260417 | 日本交通 株式会社(法人番号8011501015890) 代表者 椎名 秀次 | 東京都北区 浮間5-4-51 2階103号 | 千住営業所 | 東京都足立区 足立三丁目26番13号 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 | 令和8年2月25日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)